

別紙① 市立甲府病院「売店」「床頭台」「入院セット」運営業務に関する経費負担区分（売店に関する事項）

売店に関する経費負担は次のとおりとする。

（１）経費負担の内訳

| 経費項目 | 費用負担 | | 適用 |
|-------|------|-----|--|
| | 甲府市 | 事業者 | |
| 光熱水費 | | ○ | 電気・上下水道共に、使用量に応じた負担とする。使用量は当院が設置した個別メーターより月単位で測定する。 詳細は（２）経費算定内訳を参照すること。 売店関連設備に関する事項とする。（床頭台のテレビや冷蔵庫等に関する光熱水費は病院負担とする。） |
| 空調設備 | ○ | | 既設の空調設備を利用すること。既設設備の修繕については甲府市が負担する。 |
| 器具・機材 | | ○ | |
| 電話 | | ○ | 加入料、回線使用料、通話料を含む。またFAX、インターネット等通信回線も含む。 工事費用や通信機器等は事業者が負担すること。 |
| 防虫防鼠 | ○ | | |
| 塵芥処理費 | | ○ | |
| 床ワックス | ○ | | 床のワックスは甲府市が実施する。 |
| 保健衛生費 | | ○ | 出店に必要となる法的手続き及び経費を含む。 |
| 現場経費 | | ○ | |
| 労務費 | | ○ | |
| 照明設備 | ○ | | 既設の照明設備を利用すること。蛍光灯は事業者負担とする。 |
| 収納倉庫 | ○ | | 倉庫内に設置する棚は、事業者にて用意すること。 |

（２）経費算定内訳

| | |
|-----|--|
| 水道料 | 次の計算式により計算された金額を事業者が負担する。 $(\text{当院の月間使用料金}) \times (\text{個別メーターによる事業者月間使用量}) \div (\text{当院の月間使用量})$ |
| 電気料 | 次の計算式により計算された金額を事業者が負担する。 $(\text{当院の月間使用料金}) \times (\text{個別メーターによる事業者月間使用量}) \div (\text{当院の月間使用量})$ |